

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年5月25日(木) 開会 午後 2時05分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>2番委員 安廣 貴明 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸  7番委員 宮崎 学 9番委員 増井 孝重 10番委員 安淵 和子  11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行  15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>12番委員 品山 昌美 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美  8番委員 中川 敏明 12番委員 森 政雄 16番委員 浦川 昌夫  18番委員 朝田 三郎</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件 (全体議案)</p> <p>第1号議案 令和4年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について (農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第5号議案 非農地通知の審議について  第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項 (農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地改良届について</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"><li>7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について</li><li>8. 農地であることの証明について</li><li>9. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について</li></ol>
--	--

(開会 午後2時5分)

事務局 それでは、総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和5年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号12番品山昌美委員、議席番号19番市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号16番谷川興一委員と、議席番号10番佐々木永薫委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に移ります。第1号議案、令和4年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について、審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 昨年度から始まった農地利用最適化活動の目標設定と点検評価の取組みでございますが、昨年度一年間皆様に活動記録を記帳していただき、先月の総会では令和4年度の自己評価を提出してもらったところです。

本日、提出いただいた様式に委員会全体としての評語を記載したものを各々お配りしております。国の通知に基づきまして、総会において皆様の意見を聞くこととなっておりますので、昨年度を振り返ってご意見ありましたら頂戴したいのと、農業委員会全体としての取組み実績についても点検評価の必要がございますので、ご協力をお願いします。また、この取組みについては6月末までにインターネット等で公表することとなっておりますので、これらを含めまして、説明いたします。

まずはじめに、先月提出いただいた、右上に「別紙様式3」と記載のある委員さんそれぞれの点検評価表をご覧ください。右下の「②自己の点検・評価」の表について先月記載し提出いただきましたが、今回、一番下の表「2 農業委員会による点検・評価」の「全体としての評語」の欄に国の通知に基づいて評語を記載しております。結果、みなさん全員が「目標をやや下回る結果となった。」というのに該当いたしました。

これについては、第1号議案という資料の2ページをごらんください。上の「表1」に基づく評語となっております。皆さん15点未満となりまして、これはその下の「表2」の点数の積み上げによるものとなっております。先ほど見ていただいた「別紙様式3」の下の方に、(2)の①「成果目標の達成状況」の表として農地集積、遊休農地、新規参入それぞれの達成状況が表の一番下に%で個人ごとの実績として記載があります。これに基づく点数と、上の(1)の「最適化活動の実施状況」の表の一番左年間の活動実績がありますが、一月あたりの日数を計算して、目標値の月7日に対してどうだったかと日数自体がどうであるかというのを点数にして、これらを足したものとなっております。

結果、皆さん15点未満ではありましたが、実際は5点の方から14点の方まで幅はございまして平均は6.3点になります。あくまでも成果実績も含む点数で、7日に対してではありません。

体調を崩された方、活動はしているのに記帳に結びつかない方、あるいは担い手がおらず貸借になかなか結び付かない状況であったり、農業者年金の推進等最適化活動以外の活動はよくして下さった方もおられる中、点数云々だけで評価を行うのも厳しい部分ではありますが、今後とも耕作できるうちに借り手を探せるよう、貸借

売買希望リストも活用しながら活動していただきたいと思います。

続きまして、議案資料の3ページをご覧ください。大きなサイズの資料になっております。この表は委員会全体の目標と、それに対する実績を一覧表にしたものです。これは、農業委員会全体の実績になっております。

左から、農地の集積については、担い手への集積率の目標33.7%に対して、昨年度末で29.3%となり、達成率87%となりました。遊休農地の緑区分の解消面積については、目標4haに対し2.7haで67.5%、新規参入の促進については、新規参入者に農地を貸してもよいと所有者に同意を得て公表した面積が目標31haに対して4.5haで達成率14.5%となりました。活動実績については、対象の農業委員と推進委員の数を記載しておりますが、その隣、目標1月当たり7日活動に対して、平均3.5日、3か月の活動強化月間については計画どおり実施し、6月の地区相談会、10月を中心とする農地パトの結果による意向調査の未回答者に対する回収の徹底、1月開催の人・農地プラン座談会への出席が該当します。また、新規参入相談会への出席については、地区相談会がこれにあたることとみなしており、新規就農者の相談も実際ございました。

これらを踏まえて、議案1資料の1ページをご覧ください。先ほど申し上げた達成率について、表2に基づく点数がつかますが、(1)の①～③、及び2の①、②がそれぞれ1点の合計5点となりまして、表1により、5点以上ということで、目標に対して期待どおりの結果が得られた、となります。

議案資料の5ページ以降はインターネット等での公表用の様式となりますが、これまでの説明をまとめたものとなりますので、説明は割愛させていただきます。これを今日の総会后、公表することとなります。

説明は以上ですが、昨年度最適化活動に取り組まれての意見等ございましたら、お願いします。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは御発言が無いようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を令和4年度の評価とし、公表することで、よろしいでしょうか。

全委員 　異議無し

議長 　それでは、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。なお、当番推進委員と地区審査該当推進委員以外の推進委員さんにつきましては、ここで御退席いただいてもかまいません。お疲れ様でした。3時15分に再開します。

(再開 午後3時15分)

議長 　それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺

への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後97aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後25aに至り、譲受人は対象地において、スタチ、ミカン、ユズの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与で、農地1筆の持分移転を行うものです。現在は、譲渡人がそれぞれ持分4分の1ずつ、譲受人が持分4分の2で対象地を所有しており、今回の申請で、譲渡人の持分全部を贈与するため、譲受人単独の所有となるものです。譲受人の耕作面積は許可後29aに至り、譲受人は対象地において、トマト、キュウリの栽培を行うとのことです。

4番から6番は借人が同一なので併せて説明させていただきます。貸人から借人へ、相手方の要望によるもので、4番が農地1筆、5番と6番がそれぞれ農地2筆の賃貸借権設定を行うものです。借人の耕作面積は許可後併せて52aに至り、借人は対象地において、水稻の育苗事業を行うとのことです。なお、この事業を借人が行うことについては、農地法施行令第2条第2項第1号の不許可の例外規定に該当しております。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後201aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後164aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後24aに至り、譲受人は対象地において、ハッサク、夏ミカンの栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後277aに至り、譲受人は対象地において、飼料作物の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上10件で、対象地は、田8,457㎡、畑1,419㎡、合計9,876㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは御発言が無いようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

- 事務局        それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。
- 1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、露天駐車場に転用するものです。しかし、申請地の一部は既に雑種地の状態となっており、許可を受けずに使用していたことを反省する旨の始末書の提出があります。また、本件申請地については太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま
- 第3号議案は1件で、地目は、田261㎡で、転用目的の内訳は駐車場・資材置場です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。
- 議長            事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
- それでは御発言が無いようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員        異議無し
- 議長            異議がないということですので、第3号議案については本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局        それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページをお開きください。
- 1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、隣接する農地を露天駐車場及び駐輪場に転用するものです。しかし、申請地の一部はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。
- 2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人の事業所が本件対象地の隣にあり、所有権を移転し、来客及び職員用の露天駐車場に転用するものです。以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま
- また、転用目的が、駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番案件については地区審査を実施しました。第4号議案は全2件で、地目は、田1,903㎡、畑340㎡で、合計2,243㎡で転用目的の内訳は、全て駐車場・資材置場となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。
- 議長            事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思
- います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の増井推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。
- 増井推進委員    今月16日の午後2時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、久米委員と私の委員2名、転用者側4名、事務局3名の9名です。申請対象の農地は、不動西町3丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の

申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。造成については、砕石を敷き、アスファルト舗装する計画です。排水については、南側水路及び北側市道側溝に放流することとすることで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは御発言が無いようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案は全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、4月12日に井川委員、岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。平成5年頃までは耕作をしていましたが、徳島県から対象地を含む地域での河川改修工事の話があったため、耕作をしなくなり山林化が進んだとのことでありました。申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、河川地域のため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。第5号議案は、以上1件で、対象地は畑808㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。6ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す

資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は2筆、523.16㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。第6号議案は以上1件で、対象地は畑523.16㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようので採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について説明します。議案書7ページを御覧ください。

1番は、一部を倉庫として利用していますが、当初より除外しており、対象地には問題がなく、耕作を継続しております。第7号議案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、畑975.08㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようので採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員と私、岸本が退席いたします。そのため、第8号議案につきましては、議長を川人会長にお願いいたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

議長 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書8ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が9件、再設定が19件で合計28件となって

おり、そのうち、賃貸借権が12件、使用貸借権が16件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が、多家良地区11筆・8件、9番から13番が、勝占地区10筆・5件、14番と15番が、不動地区7筆・2件、16番と17番が、応神地区4筆・2件、18番が、川内地区1筆・1件、19番と20番が、国府地区2筆・2件、21番から27番が、南井上地区14筆・7件、28番が北井上地区3筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田 37 筆・34,080㎡、畑 15 筆・18,265㎡の合計 52 筆・52,345㎡となります。第8号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長 以上で付議案件の審議を終了します。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。  
議案書13ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。  
議案書14ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。4件交付しました。  
15ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。  
16ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。17ページに渡り6件受理しました。  
18ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。  
19ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。  
20ページを御覧ください。7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件受理しました。  
21ページを御覧ください。8番は農地であることの証明についてです。2件証明しました。  
22ページを御覧ください。9番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。23ページにわたり11件受理しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。  
御発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は6月29日、木曜日の開催予定となっておりますのでよ

ろしくお願いします。ありがとうございました。